

徳島市総合評価委員設置要綱

(設置)

第1条 本市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に定める建設工事をいう。以下同じ。）に関し、総合評価方式による入札を実施するに当たり、入札参加者の技術的能力の審査や入札参加者の技術提案の審査等が中立的かつ公正に行われるよう、学識経験者からの意見聴取を行うため、徳島市総合評価委員（以下「委員」という。）を設置する。

(委員の事務)

第2条 委員は、市長の委嘱に基づき、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 総合評価方式の実施方針に関する事
- (2) 複数の建設工事等に共通する評価方法に関する事
- (3) 個別建設工事等の評価方法及び落札者の決定方法に関する事
- (4) 予定価格の設定に関する事
- (5) 落札者の決定に関する事
- (6) 技術提案に関する事

(委員の委嘱等)

第3条 委員は、公正中立の立場で客観的に第2条に掲げる事務を適切に行うことができる学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員は、4名以内とする。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 学識経験者の氏名及び職業は、公表するものとする。

(委員の除斥)

第4条 委員は自己又は3親等以内の親族の利害に関係ある事案については意見を述べることができない。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員の報償費等)

第6条 委員が第2条に掲げる事務を行ったとき、報償費を支払うものとし、契約監理課がこの経費の支給に関する事務を行うものとする。

(事務の運営)

第7条 委員からの意見聴取及び意見聴取結果は、原則として非公開とする。

- 2 委員からの意見聴取等に関する事務は、総務部契約監理課において行う。

3 市長は、重大な感染症のまん延防止措置の観点又は災害その他やむを得ない事由により、委員の招集が困難であると認めるときは、オンライン、書面又は個別訪問により意見を聴取することができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じて市長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。